

【 会 議 録 】（概要）

日時： 令和 6 年（2024 年） 7 月 1 0 日（水） 午後 1 時 3 0 分～ 4 時 1 0 分

会議名	令和 6 年度（2024 年度） 第 1 回越谷市公の施設に係る指定管理者選定審査会							
場 所	本庁舎 8 階 第 2 委員会室							
議 題	(1) 指定管理者の評価について ・ 令和 5 年度（2023 年度） 指定管理者制度導入施設における指定管理者の評価について (2) 指定期間満了に伴う施設の指定管理者について <table><tr><td>令和 6 年度に指定期間が満了する施設</td><td>施設所管部</td></tr><tr><td>・ 越谷市市民活動支援センター</td><td>市民協働部会</td></tr><tr><td>・ 越谷市越谷駅東口駐車場</td><td>都市整備部会</td></tr></table>		令和 6 年度に指定期間が満了する施設	施設所管部	・ 越谷市市民活動支援センター	市民協働部会	・ 越谷市越谷駅東口駐車場	都市整備部会
令和 6 年度に指定期間が満了する施設	施設所管部							
・ 越谷市市民活動支援センター	市民協働部会							
・ 越谷市越谷駅東口駐車場	都市整備部会							
出席者	【委員】 菅沼会長、長野副会長、石井委員、堀内委員（ 4 名） 【施設所管部職員】 (市長公室) 中村人権・男女共同参画推進課長 (市民協働部) 八木下市民活動支援課長、小野田同調整幹、清水同主任、柴崎同主任、山本同主任 小宮市民課長 (福祉部) 山崎障害福祉課長 (地域共生部) 渡辺地域共生推進課長 (都市整備部) 浜野市街地整備課長、寺内同副課長、佐藤同主幹 松崎公園緑地課長 (教育総務部) 川澄生涯学習課長 坂巻スポーツ振興課長 茂木図書館長 (1 6 名) 【事務局】 山梨公共施設マネジメント推進課長、長澤同調整幹、並木同主幹、笠井同主任（ 4 名）							

資料等	別添のとおり
内 容	会議録（要旨）のとおり
●決定事項等 ・指定管理者の評価については、意見なしとする。 ・指定期間満了に伴う指定管理者については、意見なしとする。	

会議録（要旨）

司会：公共施設マネジメント推進課 山梨課長

1 開会

2 会長あいさつ

- ・会長から挨拶

3 委員紹介及び職員紹介

- ・司会から委員の紹介及び市出席者の紹介を行った。

4 議事

（1）指定管理者の評価について

令和5年度 指定管理者制度導入施設における指定管理者の評価について

- ・【資料1-1】【資料1-2】「令和5年度（2023年度） 指定管理者制度導入施設における指定管理者の評価表【総括版】【各施設の評価】」に基づき、事務局から指定管理者の評価及び評価方法等について説明した。

＜質疑・応答＞

（委員） 44ページのくすのき荘について、評価点は2.0として点数だけでは予定どおりということだが、総合評価を見ると上から2段落目に台風における災害時対応が特記されている。これを見ると、社会福祉協議会がくすのき荘に災害ボランティアセンターを設置し、地域の防災拠点として運営に努められていましたということが特記されているが、特記されるということは、エクストラでやっているという位置づけになっていると見受けられる。一方、地域における防災の取組や減災の取組に関しては地域防災計画においてあらかじめプログラミングされているということがある。それを踏まえるとこれは予定どおり災害ボランティアセンターが設置され、事前の契約ないし、計画に沿って予定どおり行われているのであれば、まさに予定どおりだから今回2.0というふうに理解できるところであるが、この書きぶりを見ると何かプラスアルファの評価をしているように見えるが、そのような評価をしているのか。

（地域共生部） 台風の時のくすのき荘については、避難所として指定されているの

で、予定されていた業務になっている。災害ボランティアを集めるに当たっては、通常社会福祉協議会の事務所でやっている場合と、被災した地域に近いところでボランティアセンターを立ち上げる場合がある。今回の6月の件についてはくすのき荘が建っているところの地域で被災した住宅が多かったことから、くすのき荘にボランティアセンターを立ち上げることとした。予定されていたものではあるが、そういった地域特性を踏まえた形で表現した結果、こういった記載となった。

(委員) 地域防災計画であらかじめ取り決められていた計画手順に従って粛々と災害ボランティアセンターが設置されたということであると思うが、これは指定管理業務のコストの中であらかじめ組み込まれている話として理解していいのか、そうではないのかによって位置づけが変わってくるので、質問した。

(地域共生部) 指定管理の業務としては災害等があったときには協力することという項目になっており、コストとしては災害があった場合は入れるというところまでには至っていない、協力を求めているような項目に協定上はなっている。災害のあったときのマニュアルどおりに動くに当たっても社会福祉協議会が指定管理を受けていただいているところにご協力いただいた上でやっているという状況にある。

(委員) 一方で、地域防災計画上では作ると決まっているのであれば、それに従って指揮命令できる権限があると思うので、それに従っているとも言える。そういう意味で言うと、枠内でやっているのか、枠外でやっているのか、どちらなのか。

(地域共生部) くすのき荘に開きなさいという協定にはなっていないので、あくまでも災害対応ということで、その災害対応というのもくすのき荘が災害に見舞われた際には協力をお願いするという協定になっており、くすのき荘が所在する地域が被災したことによってくすのき荘がやらなければならないということではない。そのため、くすのき荘に今回協力していただいて、ボランティアセンターを設置してもらったということになるので、こういった表記になっている。他方で、その部分は災害時どのように動くのかというのはしっかり決めておかなくてはいけないことであるため、昨年6月を踏まえて、今後災害があった際には4つの老人福祉センターがどのような形で災害の計画のほうに動いていくのかということも含めて、防災担当部局と協議を始めたところである。今後何らかの結論が出てくれば、もう少し協定の書きぶり

も変えていかなくてはならないと思っており、もう少し積極的に入っていただくということであったり、あるいは市の職員と同様の動きをしていただくといったことであったりなど、継続的に検討しているような状況である。

(委員) 評価の中で加点されているというわけではないということか。

(地域共生部) 評価としては、そういう事象もありましたというような意味合いで捉えていただければと思う。評価の対象として加点しているということではない。

(委員) 今度は別の施設について、2ページの男女共同参画支援センターは、ここだけあらかじめ要求水準が決められている施設である。こちらを拝見すると、令和5年度は自主事業で50万ほど赤字となっている。これも何かプログラムをやったのかなと思って読んでいたが、書きぶりからするとカーペットとブラインドカーテンをリニューアルしたと書いてあって、この部分のコストを自主事業分の赤字ということで計上していると理解しているが、この理解でよいのか。

(市長公室) 街活性室は、当初公募で選定するときにも鴻巣など北側で実績を持っていて、その会社のスタンスとして社会貢献企業という言い方であったと思うが、会社の利益は地域に還元するという考えは当初からおっしゃっていた。自前で施設の改修も、今まで白岡や鴻巣などでそういう実績も伺っていて、以前から修繕等でなかなか予算が使えていなかったカーペットの部分であるとかブラインドの部分は、今回指定管理者の持ち出しでぜひ環境を変えたいのでやらせてくださいというお話を私どもとしては受けさせていただいた。これが収支上はこういう形で表れているという認識である。

(委員) 細かなことで恐縮であるが、いわゆるリスク分担表の中を見ると多くの場合50万円の金額で分かれていたような記憶がある。

(事務局) それぞれの施設によって異なるが、100万円で分担している施設や、50万円で分担している施設もある。

(委員) 50万円という記憶があったので、50万円のところを単純に見ると金額超えているのではないかという質問と、そもそもその自主事業分の赤字分でこの改修費が、協定上の位置づけとしてどのようになっているかという意図での質問であった。

(会長) 関連して、自主事業で県政出前講座を利用するという記載があるが、県政出前講座は多分無料であると思うが、それは、別に自主事業の収

支には入っていないということで、収支としては先ほどのカーペット等となるか。

(市長公室) はい。

(会長) ほかに何かこれに関連するようなことで意見、質問はあるか。

(発言する人なし)

(会長) 私から質問をさせていただきたい。まず1つ目としてはそれぞれの施設に記載されている利用者からの苦情、要望等の件数とその処理状況について、例えば4ページの越谷市中央市民会館。苦情が7件あって、対応済み4件ということで、3件がまだ対応済みではないとなっているが、この対応されていない3件についてはどのような状況になっているのか。

(市民協働部) こちらの苦情の詳細が手元にないので、どういったものかは分からないが、中央市民会館に関してはよくあるのが、施設が古くトイレが洋式になっていないというところが以前から意見としてあって、それについては今年度と来年度で、全階層のトイレについて洋式化することで改善をする予定である。あとは利用者によっては管理が厳格であるという方もおり、例えば午後の利用者の方がお越しになったときによくあるのが、午後1時からの使用であるのにも関わらず、12時半頃お越しになって、部屋を使用したいという話があって、それは基本的に部屋の鍵を貸す際に説明を毎回しても、なかなかそれが利用者の中で浸透していないという苦情は結構な件数がある。そのため、それに関しては基本的に解決していないというよりも、それはもう毎回説明をさせていただく中で積み残しということで対応済みとして計上していないということが考えられる。

(会長) 7件の苦情に関しては、この施設の指定管理者としては越谷市施設管理公社などからこういう苦情がありましたという報告は所管課には上がっているのか。

(市民協働部) はい。それは、毎回利用状況の報告と併せてアンケート調査の結果も基本的には報告されている。処理対応済みではないものについては、提出させていただいた資料でもついておらず、私の手元でも利用状況のアンケート結果が全部ないため、詳細は分からない。必要であれば後日事務局を通して対応状況を回答させていただく。

(会長) 似た問題が解決できていなくて、まだ尾を引いているとか、そういう状況ではなければよいが、ほかの施設についても、例えば82ページ

の総合公園の多目的運動場は苦情2件で対応済み1件、報告済み1件というような書き方になっていて、書き方が若干違っている施設がそれぞれあるので、所管課のほうでそういった苦情について把握した上で、対応していない部分に関しても、後々法的な問題などにならないように対処できているのであれば良いと思うが、苦情が未対応の状態のまま放置されて、所管課も把握していないという話になると問題であるため、気をつけていただきたい。

同じようなところは、例えば66ページの越谷コミュニティセンター。これも苦情40件あるところ、対応済み37件ということで、3件は未対応に見えてしまうので、所管課できちんと状況を把握した上で、未対応という状況ではあるけれども、放置しているわけではないなら良いと思う。同じように74ページの総合体育館。これも9件苦情で、対応済み3件ということで、6件が未対応という状況となっている。基本的には苦情があったものは所管課に報告が上がっているという理解でよいのか。

(市側所管課一同、はい。)

(会長)

続いて、8ページの北部市民会館について、まず前提としてこの管理経費の収支状況、収入と支出の状況については計画と実績と分けて記載がされていて、この計画の部分については当該年度の事業実施内容により状況を踏まえて、予算編成過程を予算の議決を経て毎年の年度協定で定めるということになっているので、それを踏まえた上での計画の数字ということだと思うが、例えばこの北部市民会館に関しての施設維持修繕費は、毎年計画よりも実績のほうが大幅に超過している。毎年大幅に超過しているという話になってくると、そもそも計画自体が正確に立てられていないのではないかとということが考えられてしまうことと、そうではなくて計画自体はちゃんと立てているのだけれども、余った予算があるので年度末になってそれを使い切るために施設維持修繕費として使っているのではないかと、そういうような疑問も出てしまうところである。この北部市民会館について、どのような状況なのか。

(市民協働部)

修繕費につきましては協定書の中で、先ほどもお話があったように、100万円以下の修繕については指定管理者側で対応することとなっていて、北部市民会館についてもかなり施設が老朽化していて、100万円以下の修繕計画が5年間で大体どれぐらい発生するだろうということ

で、指定管理の切替えのときに計算はしている。しかし、施設の老朽化により当初想定していなかったような緊急修繕などが発生し、市の補正予算まで待ってられない状況となり、指定管理者側で対応しなくてはいけないという状況はある。それは、北部市民会館に限らず、どこの指定管理施設についても基本的には緊急性と金額の中で判断させていただいて、当然次年度以降に送れるものについては市と協議をしながら執行するという取決めはあるが、緊急性があるものは指定管理者側が予算の範囲の中で対応していただく必要があると考えている。

(会長)

通常5年などの総枠の予算を決めて指定管理をお願いしているところであるが、年度ごとに年度協定を結んで予算を立てているはずである。そうすると、過去2年間、3年間でずっと大幅な超過になっているという話であれば、年度協定の段階で今年もこのくらい出るのではないかとということで予算の見直しとかを通常するのではないかと思います。公益の法人などに関しては予算の枠内で基本は収めなければいけなくて、超える場合は予備費とか特別の手段を取った上で予算措置をするなどが必要だと思うので、毎年毎年超過するのが当たり前というのはあまりよろしくないのではないかと感じる。これを見ると北部市民会館だけではなくて、南越谷交流館の24ページや、多目的運動場の82ページとか、総合公園庭球場の84ページ、これらも同じように毎年超過している。そこは計画の段階でもう少し正確な予算立てをできるならしたほうがよいのではないかと思います。できない理由があるのか。

(市民協働部)

令和5年度の北部市民会館で行った修繕は、手元にある資料で16件程度となっている。5年に1回の切替えの時期ということであれば、ある程度100万円以下の件数が予測しやすいところであるが、継続となると当然施設は老朽化しているため、維持管理に予測以上にお金がかかる。当然ほかの施設所管課についても予算要求はしているが、採択されないことが多い。それは、今までやってきたのだから、同程度の予算範囲の中でやってほしいというのが市全体の考え方になってきているので、修繕が多くなってきたのでその分の指定管理料を上げてくれということが難しい状況となっており、毎年度当然指定管理者側もこれぐらいの事業を実施していきますという計画は立てても、ほとんどの修繕案件というのが、普通の日常的にやっていたものが急遽エアコンが壊れたとか、小さいものだと本当に何千円単位のものから、大

きなものと会議室の床の修繕だとか、今年度やるのがいいのかどうかというのは当然あるが、予算の範囲の中でもし余剰金があるならば、市として放っておいても結局利用者の利便性が低下するので対応できる範囲で対応していただきたいと申し上げている。結果、最終的には修繕料が当初の計画よりも増えてきてしまっている状況となっている。

(会長) ほかの支出項目を無理に減らして修繕に充てているとか、逆に余っているからそこに充てているとか、そういうわけではないのか。

(市民協働部) 他の施設の維持管理だと、業者への管理費の委託だとか、ある程度予算の執行上の目途が見えて、大体今年度このぐらいが余るのではないかとということで、それを修繕に回していいかというのは、基本的にはこちらに連絡が来た上で協議し、向こう発注でやっていただいているので、無理やり余らせているのか、もともと余る予算のようにしているのかというのは、そこまで詳細な打合せ経過は分からないが、基本的にはほかの費用に影響のない範囲で修繕対応をしていただいている。

(会長) 事情については承知したが、特に北部市民会館は、計画と実績で倍以上になっており、乖離が大きいのはよろしくないと思う。

ほかに意見や質問等はあるか。

(委員) 44ページのくすのき荘について、地盤沈下してしまっているからどうしようもないという書きぶりの箇所があり、これは指定管理の審査会の枠を超えてしまうが、これ市民の利便性だけではなくて、安全性の面でも心配な書きぶりであるが、これは何らかの対応があったのか。この表は市民に向けて公開されるので、その中でもう地盤沈下してしまっているから危ない、とこのまま公表されると心配である。もし対応しているなら、例えばアスタリスク等をつけて、ここはもう緊急に直しているというような情報を付記して公開したらどうかと考えるが、いかがか。

(会長) これは協定の内容的に指定管理者負担ではなくて、市で負担するケースとなるか。

(事務局) 金額的に市側の負担になると思われる。

(委員) 金額もそうであるが、構造をいじらなければならないため、市の負担になるものである。

(地域共生部) この状況は私どもも把握しており、結構な勢いで地盤沈下していて、

施設だけが浮いているような状態になっている。斜面が急になりつつあり危険であるため、対応はしている。段差の部分は埋めるようなことをしているが、この急な斜面を解消するのはかなり費用が掛かってくることから、応急的な対応をさせていただいている。対応しているものは対応していると書くべきではないかというのは、事務局と話し合って、訂正できるものは訂正させていただきたいと考えている。

(会長) この件でも話があったが、建物は杭が入っているため下がらないが、前のアスファルトの部分は下がってしまって、建物との間に段差ができていて、そういうような状況になっているということか。

(地域共生部) 田んぼを埋め立てたので、建物は立派な杭を使っており、そのままを維持しているが、田んぼのほうは重力に負けて下がっていったという状況である。

(会長) そういう意味では、もう一回この下がってしまった部分に土盛りして上げなければいけないということか。

(地域共生部) 最終的にはそうなると考えているが、ただしっかりスロープ化して、スロープを延ばす対応をしているため、歩道の部分を確保しつつ、車椅子の方でも入れるようにし、危険なところは柵を立てるなどという対応もしてもらっているので、公表される部分の表現は確かに注意を払っていく必要があると思う。

(事務局) この部分については、事務局と担当課で表現方法を精査させていただく。また後程報告させていただきたい。

(会長) ほかに、意見や質問等はあるか。

(委員) 全体的な話であるが、アンケートについて、実施期間が各団体によって、例えば長いと1年間とか、短いと1か月ぐらいとなっているが、何か経緯があってアンケート期間が決められているのか。

(事務局) アンケートについては、例えば今回の越谷駅東口駐車場などについてはアンケート数がかかなり多いが、用途的になかなかアンケートを取るのが難しくて聞き取りでやっているという話もあり、施設によってその状況で期間などについてはそれぞれ違っているところである。

(委員) アンケート結果を反映するということはあるかもしれないが、アンケートという母集団が、例えば何千件であると結構反映しているという気はするが、数十件とかだとあまりアンケート結果としては反映しづらいという気がするため指摘させていただいた。

引き続きの質問で、例えば15から18番目の施設に関して、これは指

定管理の期間が令和6年の3月までで、ページの最後にそれぞれ指定期間が終了した施設の指定期間における評価表として5年間をまとめたものがつけられている。一方で22番の施設についても同じように令和6年の3月末で終わりと見受けられるが、同様の5年間の評価表というのはつけないものなのか。

(事務局) 委員がおっしゃったように、同様に必要なものであるため、修正させていただきます。

(委員) また、15番から18番の施設のうち、最終年度に新しい事業で自主事業としてラウンドフィットネスを導入したというところがあるが、これは事業の最終年度に導入して、その後になくなったかというのが気になるところである。これについてはその後も継続して使っていけるのか、それとも何か別の用途に利用されるとか、そういったものが計画としてあるか。

(地域共生部) 老人福祉センター4館については、次の令和6年度から始まる指定期間の中でも社会福祉協議会とシンコースポーツグループが指定管理者となっているので、こちらの設備については引き続き利用している。去年はコロナ明けということで徐々に再開していく中で、ラウンドフィットネス事業を始めていったが、結構な人気だったということで、事業として定着しているということを伺っている。また導入していない施設もあるので、そういったところも順次入れていくという話は聞いている。

(委員) 今の委員の質問に関連して、全評価表見てほとんど全ては2という評価、つまり予定どおりしっかりできていますということである。施設番号1番の施設は、数値目標が設定されており、そこは特殊な評価システムとなっている。その中で、45ページのくすのき荘のところに1つだけ3という評価がついている。この3を導いた理由は何なのだろうかというところを総合評価に戻って読んでみると、新しい人々、市民に向けてのサービス提供としてのラウンドフィットネスのメニュー、つまりシンコースポーツグループが事業者として持っているノウハウがここで投入されたことが3の評価となったというような書きぶりに読める。しかし、先ほど委員の話があったように、シンコースポーツグループという事業者の持っているノウハウが導入されているのにも関わらず、評価は2となっている。45ページだけ3としており、もし3を導いた中にメカニズムがあるとするならば、それはほかに応

用可能な話であるため、そのメカニズムが分かれば今度市全体としてのシステムを取り入れることが可能ではないかと考える。

(地域共生部) 今手元に資料がないため、後ほど分からないところを確認させていただきたいが、ほかの館でも新たな事業を取り入れたりしているので、そういったことも踏まえて確認させていただきたい。

(会長) シンコースポーツは去年審査をしている。指定管理期間の始まりは今年の4月1日からということでしょうか。

(事務局) はい。

(会長) そのときのプレゼンで説明があったと思うが、この施設は、4月1日になる前の段階からそういった形のものを導入していたのか。

(委員) 39ページを見ると、ひのき荘、けやき荘に続いて、くすのき荘でもラウンドフィットネスが設置されたと書いてあって、この部分はけやき荘の評価は2であるが、次のくすのき荘は施設の利便性を維持・向上させるための取組が行われているかという項目が3となっている。3になっているところの総合評価のところを読み直すと、令和5年度より自主事業としてラウンドフィットネスを導入したと書いてある。ここで最初のキラーコンテンツとしてのラウンドフィットネスが出てきて、事業者が持っているノウハウを注入することでレベルを上げるということは指定管理者制度の趣旨だと思うが、特記されている同じキーワードがある施設が共有している複数施設で評価が違うというのは何かしらの背景があるのではと思う。

(地域共生部) そちらについても事務局を通して答えさせていただきたい。

(会長) 記載を修正するという部分に関しては、審査会からの意見として修正が必要ということではなくてよいのか。

(事務局) 表現の仕方だけであれば、このままで意見なしとしていただきたい。

(会長) 承知した。

(委員) 3の評価した理由というのをあえて関心の対象としているわけではなく、3という良い評価がなぜ導かれたのか、それはほかの施設にも応用可能であるのかどうか、市としての公共施設の運営のいわゆるソフトメニューとしてのレベルアップに資するのであれば、高い評価を実現したノウハウをほかにも転用できればと思い質問したので、そういう意味で説明いただければと思う。

(地域共生部) 他より突出したものをやったから3という評価につながっているので、当然1つの施設で好評を得るような事業であれば、ほかの3館に

も事業としては進めて広めていく必要があると考えている。そういった意味ではインボディという体組成計を使った事業の評価とかも今後全館に入れていくような話も伺っており、ラウンドフィットネスも4館全てでやれるように整えていくという話も伺っているため、そういったところから3評価がついているというのは良いと思う。そうやって広がっていくような事業を進めていっていただきたいと思っているので、しっかり協力し合いながら施設の魅力を高めるような取組を進めていきたいと考えている。

(委員) たまたま同じメニューが提供されていて、違う担当者が採点したがゆえに評価が違ってしまったということであれば、それはちょっと問題であるが、そうではなくてこの施設に3をつけたという理由が分かれば、先ほど申し上げたように他の施設にも応用可能なので、応用できるような学習のプロセスがこの審議を通じて発信できるかもしれないので、同じメニューが入っているのに評価が違うのかという質問をさせていただいた。

(地域共生部) 施設の特性というのもあり、各施設が掲げているテーマというのもある。くすのき荘については、趣味と学習というのをテーマにしているので、そういった意味では趣味の中には体を動かすことも入ってくるであろうし、施設の目的、目標としているところに合致した事業だったということでその導入の評価が良かったと捉えることもできるので、くすのき荘だけ3という評価がつくというのも我々としては妥当だろうと考えている。

(委員) 仕様書に沿って予定どおりメニューが提案されて、それが予定どおりやっているのだけれども利用者である市民の評価がすごく高かったということだったのか、最初の仕様書の段階では用意していなかったのだけれども実験的にやってみたところ良かったのでコストをかけてまでやってきて、そこを評価したのか、どちらであるのか。また、施設番号1番の施設を除き全評価の中でここだけが3評価になっていて、定性的に評価する中でここだけ3というとても素晴らしい評価になっているので、それはなぜそうなのかということについては深掘りしなければならないものと考えている。

(会長) 同じシンコースポーツが関与している施設は、プログラムは施設ごとに違うものか。

(地域共生部) 同じプログラムを行っている。

- (会長) 同じプログラムなのだけれども、くすのき荘だけ取組として評価が高いということか。
- (地域共生部) そのとおりである。今まで使っていた部屋を転用して事業に充てるようにしているため、準備できた段階で事業を開始しているような状況である。くすのき荘については、年度当初から始めていると記憶しており、年間を通して事業ができたということで高い評価になっているというような認識である。
- (会長) くすのき荘をはじめとした社会福祉協議会とシンコースポーツグループが関与している施設については、同じ所管課で所管をしているところであるが、施設ごとに担当者は別なのか、それとも同じ担当者であるのか。
- (地域共生部) 同じ担当者である。定期的に館長会議、所長会議というのもやっており、それぞれどういうところでどういう事業をやっているというのはそれぞれの所長も把握しているので、人気がある事業についてはほかの館でも取り入れようという話はされている。そういうところで情報共有はしていることから、全体的なレベルアップは図られているのではないかと考えている。
- (会長) 評価表も一緒ということになると施設ごとに、プログラムは同じだけれども、その違いが出てきているということに理由があるのだと思う。その違いがどうして出たのかというのは、明確な説明は難しいと見受けられるが、審査会としてどのように対応するか。
- (事務局) 再度、評価に3をつけた理由について、事務局のほうと所管課のほうで確認をさせていただいて、もし3という数字が正しいということであれば、中に書いてある意見については特筆すべきことであるので、何を特筆すべきとしたのかがわかるように修正させていただきたい。万が一、評価2が正しかったのではないかとということであれば、意見はそのまま記載させていただきたい。ここだけ3をつけたという理由について、事務局側も把握をしていないところであるため、所管課担当者とヒアリングをして適切な形に修正をさせていただきたいと考えるが、いかがか。
- (委員) 評価を下げろというわけではなく、評価を高くつけたということの理由がちゃんと共有されて、それはほかの施設も応用可能であるならば、良い面を引き出せたということなので、それをもっとPRしませんかという主旨で意見を申し上げた。一方で、施設番号1番の施設だけ

は完全に数値で表れる評価項目を設定されていたので、中を見ると3評価が大変多い。心配なこととして、これだけ頑張るということはその分コストをかぶっていることになるので、それは本当に大丈夫だったのかなというのはある。冒頭、私の質問に対して、所管の課長様のほうからは、この事業者はこういう方向性を持っていらっしゃるということで、市側も事業者側も合意の上で納得してやっており、問題ないという説明であったが、それは大丈夫だったのかなということが心配になった。

(会長) 利益が出てやっているのだろうとは思いますが、終わった後に資料と併せて、その年度の決算書も出してもらってはいるはずである。当然きちんと会社として、いきなり破産などになると困るわけで、そこは継続的に確認はしていただいているということによいか。

(事務局) そのとおりである。

(会長) 他に質問や意見はあるか。

(委員) くすのき荘の評価表を見ると、ラウンドフィットネスの導入は令和5年度の12月とあるので、もしかするとこの施設だけここで新しく取り入れたので、評価が高いのではないかと思った。ほかのところは、過年度に導入済みなので、そういった意味だと新しい取組としてはくすのき荘だけなので、ほかより評価が高いと見て取れる。あとは委員が示唆したような、ほかの施設でやっている良い事例のようなものを皆さんで共有する、そういった場はあるのか。もちろん施設によってやっていることは違うので、全てが共有できるものとは限らないと思うが、何かこういう施設でこういうことをやっているのだと、そうすればうちでももしかしたら似たようなことができるかもしれないということが共有できれば、より価値の高いものになるのではないかと思った。

(会長) それでは、ご質問もご意見も出尽くしたということでよろしいか。いくつか資料の修正等もあり、確認していただくことがあるということであるが、それを審査会からの意見ということにするか。

(委員) 本日の審査会は、評価点としての妥当性に対して疑義が出たということではないと理解している。次に、良い成果を上げている施設が確認されたということ、そして、なぜそれが良い評価を導くことができたのかということについて、全体のレベルアップを図るために学習の機会を設けるべきだということが、審議会としての付記事項であると

思う。

- (会長) そうすると、評価の項目に関して意見はないということで、それ以外に関して委員から出た意見ということで、高い評価点を得た部分に関して、そこは確認をしていただくところはあるが、その評価を出した取組についてきちんと情報を共有していただいて、ほかの部分でも活用していただきたい。そして、私が質問した計画と実績のところのずれに関しては、これは適宜、各所管課でも検討いただいて、なるべくそういうことがないようにやっていただければと思う。つまり、評価の方法に関しては審査会としては意見はないけれども、今後の取組としてそういったことを踏まえていただきたいということでよいか。
- (「はい」と言う人あり)

【決定事項】

- ・ 指定管理者の評価については、意見なしとする。

(2) 指定期間満了に伴う施設の指定管理者について

- ・ 【資料3】に基づき、令和6年度で指定期間満了となる市民活動支援センターについて、市民協働部から説明した。

＜質疑・応答＞

- (委員) 今回新しく在住外国人の方を支援する業務というのが始まるということであるが、募集希望の人材は割とハイスペックで、こういった人材は奪い合いになってくるかと思うが、人材を確保する方策はあるか。

- (市民協働部) 現在、越谷市の市民活動支援課にも国際交流員という形で市の会計年度任用職員の制度を活用して日本人スタッフ1名、フィリピン国籍の職員が1名、中国籍の職員が1名、ベトナム国籍の職員が1名在籍している。フィリピンの方と日本人の方が英語通訳で、中国語とベトナム語をそれぞれの通訳業務を中心に、今年度の4月から週5日勤務の常勤化の体制を取っており、今年の7月1日から市役所においても外国人の相談窓口というのを設置している。多言語の通訳者は役所では結構確保できてはいるが、給料だけを考えると高水準であるため、民間等に流れる傾向はある。しかし、日常会話的なものについてはそんなにはスキルが求められなくて、役所の中で働くことによって、徐々に役所で使っている専門用語などを身につけていただいているので、今回指定管理者に行ってもらう業務につ

いても基本的には通訳スタッフが直接外国語で専門相談をやるのではなく、あくまでも専門の方や相談員の方などを通訳してもらうという形を取るので、さほど言語に関してのハードルは高くはないと考えている。ただ、そこに長く続けていただけるかという、ハードルが高くなってくるものであり、そこは指定管理期間を3年間とさせていただいたことも含めて、どれぐらいの需要があるかということを検証したいと考えている。

(委員) 今の委員の質問は、私の理解としては、こういった高度専門人材に対する給与水準はいくらぐらいを想定した設計になっているのかという趣旨かと思うが、会計年度任用職員と同じ水準を期待することなのか。

(市民協働部) 4人で1,000万円、つまり1人当たりになると大体年間250万円を想定している。これは1日当たり7時間である。給与水準を計算するに当たってはどうしても市のほうで雇用している国際交流員の時給単価を基準にしていけないといけないので、給料を高く設定するというのは難しい。

(会長) これは、当然今市のほうで雇用されている方を横滑りでここに入るわけではなくて、指定管理者として選ばれた団体がそういったスタッフをそろえるということによいか。

(市民協働部) はい。

(会長) 1人250万円として、日本語、英語、中国語、ベトナム語、台湾系とかそれ以外の11言語に対応するよなという話になってくると、4人で対応できるのかどうかという話になってくと思うが、現在アイルオーエンスグループが指定管理者であるが、来期からは新たな業務が加わるということは説明しているのか。

(市民協働部) 仕様書なので、あまり詳しくは言えていないが、市の考え方的には、先ほど言った11言語とかというのは、市のほうもタブレットで対応している言語もあり、指定管理者のほうには英語、中国語については人での対応をお願いする予定ではあるが、ほかの言語についてはタブレットとかそういったもので対応して良いということを用意している。

(会長) これまでやっていた業務にさらにこれが加わってきて、委託料は3年間で3億5,100万円ということで、1年単位にすると1億1,700万円、令和5年度が1億500万円だったので、単純にいくと1,200万円がこの新たな事業に対しての予算措置ということなのだと思う。外

国⼈対応のスタッフだけで1,000万円、さらにそれら専門相談もあって、それが差額の200万円程度であり、これを受けてくれる指定管理者が出てくるかどうか⼼配である。

(市民協働部)

そこについては、スタッフを倍にするとかを考えているのではなく、新たな機能を追加する代わりに、現状今年度まで実施していただいていた市民活動支援に関する部分の仕様については若干落としてもやむを得ないと考えている。そのため、通訳スタッフを何名という形では言っているけれども、そのほかの業務と兼任をすれば従来の人員から2人増ぐらいでいけるのではないかと考えている。

(委員)

今回新たに加えられた業務の中の通訳だけではなくて、情報提供の部分で団体に対する団体からの支援というのが加わっている。つまり、インターミディエートな組織について知り、外国籍市民という厳しいニーズを持った方に対する支援ノウハウも分かった上で、団体が困ることを先読みして支援できるような能力を持った人を配置するというのが3ページ目のイのところに書いてあるので、そのような専門性を持った人を想定したときの⼈件費水準というのはどれぐらいなのか疑問である。また、それを全部分かるような人だと相当経験を積まれた方でないと厳しいのではないかと思います。

(市民協働部)

3ページに記載の市民活動団体の助言や情報提供については、基本的には今までも指定管理者と団体が協力しての事業だとか、そういった情報提供だとかは行っていたので、今後外国人の支援業務が増えたことによってそういった専門的なものを情報提供することではなく、市民活動支援センターが従来の市民活動団体の拠点施設という形での利用状況もあるので、この市民活動団体の方たちと外国人が今後共にそういう活動ができないかということ、日本人市民も外国人市民も、同じ越谷市民としてそこで交流を持っていたいて、市民活動を展開していただくというのを目的に設置するので、委員の皆さんが⼼配していただくようなあまり専門的なものを指導、助言だとか、そこまでのレベルではなく、日常の活動の中に外国人を入れて、通訳をしたり、分からないところは説明をしてあげたりとか、そのようなサポートをしてほしいと考えている。

(委員)

資料を見ると助言と記載があり、助言することとは、助言する側が高いノウハウがないと助言できないので、既存のスタッフの延長ではないものを求めているような書きぶりに見える。資料番号

2番を見ると新しい指定提案事業があり、日本語学校とかの日本語教育の新しい法律とかに書かれてあるようなことも踏まえてやるようなメニューもやると書いてあったが、この事業費も全部含めているということか。すべて提案できるような事業者を探すということは難しく思える。

(会長) この市民活動支援センターというのはツインシティに入っている中では中核の事業になっている部分なので、ここの新たな業務が入って、今回出す予算の中で質を落とさずに受けてくれる業者が出るかどうかというところが心配である。言語についても11以上の言語対応という話になってくると、仮に、うちの会社では5言語までしか無理ですよというプレゼンだった場合に、それは満たしていないから駄目ですよという話にならざるを得ない。

(市民協働部) 今市役所でも、11言語対応のタブレットというのが契約できているので、それを活用していただくことになるかと思う。

(会長) 仕様書の中で、タブレット対応でも可という記載がどこかに書いてあるか。

(事務局) 映像通訳という表現が仕様書で確認できる。

(委員) 外国人の総合相談窓口ということが業務としてあるが、総合というとなんな相談が来るかと思う。仕様書の5ページを見ると相談を受けたら相談内容、対応結果について市に報告することとなっているが、どのようなレベルの相談がこの窓口で相談を受けて対応や解決策を提案し、どのようなレベルから市のほうで解決しなければいけないというような基準はあるか。また、受けるであろうという相談は予想されているものか。

(市民協働部) こちらの方でも、この仕様をつくった後、7月に市役所での窓口を開設するに当たって、市の外国人相談窓口と市民活動支援センターの総合相談窓口との差別化を図らなければいけないのか、統一性を図らなければいけないのかという話を市長としたところである。委員がおっしゃるように、どこまで指定管理者にやってもらうかと市長から言われ、基本的には市でやっているものと同じように、関係機関への取次ぎなどをやってもらい、市役所は土日やっていないので、そういったときに外国人の方が困らないように市民活動支援センターでやっていただければよいと考えていると説明をした。そうすると総合という名前がついていると専門的な相談ができるのではないかと勘違いされてしまうといけいないので、それであれば外

国人相談窓口という名前で市役所と統一性を図りたいという話になった。市役所でやっているものについては、通訳スタッフであって特段専門家ではないので、外国人からの相談を聞いて市役所各課や県や入管などの関係機関を紹介するようなものとなっている。あとは差別化させるために行政書士だとかにお願いして、そういう専門的な相談についても対応してもらうことを考えている。市のくらし安心課では市民相談といって専門家の相談はあるが、そこに外国人の方が市民相談に来るといのはなかなかハードルが高いので、こういった部分について、100%日本人と同じような対応はできないかもしれないが、いくらかでも外国人も困らないようにということでこういった部分を入れていきたいと考えている。

(委員) 最終的にどこへ相談したらよいかという部分については、窓口になるのか。

(市民協働部) 基本的には関係機関の紹介になる。相談に来る方も資料を自分たちで持っていて、それが分からないという方が多く、訳しながら説明をしてあげるということもある。専門機関なり、そういった正式な窓口に対して、ここに問い合わせてくださいということでご紹介をさせていただくようなことを想定している。

(委員) そういったことについては、市の職員からこういう質問が来たらここを紹介するといったようなマニュアルのようなものがあるのか。

(市民協働部) 入管であるとかから、そういった相談の事例だとか、紹介先だとかというのが、細かく冊子のような形で提供している資料もあるので、こういったものを活用させていただきながら、相談対応を行っているので、指定管理者についてもこういったものを市と共有をしながら、こういった資料に基づいて説明をしていくというので整理ができれば良いと考えている。

(委員) 承知した。最後に、大抵外国人の皆さんは、何か相談というと市役所を思い浮かべると思うが、そのときにこういった相談センターというものがあるというのはどのような媒体を通して発信していく予定か。

(市民協働部) 一般的には、市のホームページや広報などを使うが、そうすると外国人の方は見ないので、現在市内でも外国人を対象としたやさしい日本語教室をやっている団体などがいるので、そういったところから口コミで広げるような形も考えている。また、外国

人向けのメッセージという市の広報を多言語化したものがあるので、そういったものにも記載をしながら、外国人の方に手に取って見てもらえるような形を考えている。

(委員)

先ほどの相談窓口をどうカバーするかということに関するものであるが、外国籍の方のニーズとしては医療の領域と子どもの領域であると思うが、仕様書を見ると医療と子どもに対応しないのかということを探ねたい。子ども関係だと教育委員会になってくるので、非公務員の領域と公務員の領域をつないでいかなければいけなくなると思うが、医療と子どもに対する対応についてどう想定されているのかというのを教えていただきたい。

(市民協働部)

医療に関しては、外国人を対応できる医療機関が公表されているので、そういったところをご紹介させていただきたいと考えている。教育に関しては、以前からも教育委員会とも話はしているが、児童生徒については学校に通っているので、フォローアップをどこまでできるか、例えば草加市だとバスとかで各学校を回って、外国人児童生徒を1か所に集めて、集中的な日本語教室をやっているということである。草加市以外にもそういった自治体あるが、本来だったらそれは教育委員会がやるべきことなのではなく、市がやるべきことなのではないかという、そういう議論も出てくるかと思う。今のところはそこまでは想定はできていないが、今後の事業展開的には、ある程度教育委員会と連携を取りながらやっていく必要はあると思っている。原則は、そういった相談であれば、教育委員会の何課に行ってくださいというような紹介をしていくということが、今のところ想定をしている対応である。

(委員)

質問の意図は、例えば外国籍市民の方のご子弟、外国籍の方が学校でいじめに遭ったとした場合、学校の先生に言っても話が要は通じないということになり、総合相談に行くことになるかと思う。総合相談として引き受けるとなるとソーシャルワーカー的な能力を持った方がいないとそれを引受けできないが、その能力はどこまで見込んでいるものなのか。

(市民協働部)

基本的には、先ほど言ったように、相談といっても日常的な生活相談などからスタートしていくものであり、専門的なものではない。今あった、例えば学校でいじめを受けて困っているということについては、当然教育センターにつなぐことになる。それは、日本人でも同様で、基本的には教育委員会が対応することになるので、

指定管理者にそういったいじめの相談などを詳しく聞き取るということは基本的には考えていない。

(委員)

外国籍の方への支援の領域、市民活動支援センターの領域、図書館の領域という3つの機能をこちらのセンターのほうでは引き受けるということになるので、いずれの場合も3本柱というので考えると思うが、選定基準を見ると3つの業務領域となっているところと、そうっていないところがあるように見える。これは誤解がないようにしておかなければいけないと思っている。まず、選定基準の項目の中の自主事業の実施回数年間12回というところが、ここで言っている自主事業と3つの業務領域がある中のどれを指しているかというのが一見しただけではよく分からなかったというのが1点目である。それから、次の設置目的の達成に向けた取組という内容が、市民活動の話と図書館利用の話と外国人支援業務の話の3つが書いてあるが、この3つの領域に対して配点が100分の5となっている。新しい業務が追加されたので、5点分さらに加わるのかと思っていたが、そうではなくて、3つ合わせて100分の5の配点項目になっており、配点としてそれで良いのかということが2点目の質問である。さらに、先ほど申した3つの業務領域の話で、今度は管理を安定した能力を有するかという項目の中に同種の事業における実績が1施設あるかという記載があるが、先ほど3つの業務領域があるので、同種の事業というのは、どの同種の事業を指しているものなのかというのが3点目の質問である。いずれにしても、3つの業務領域に増えたということを踏まえてどういうふうに理解したらいいかという質問である。

(市民協働部)

委員の方で採点がしにくいのであれば、この採点表を変えるということは可能であるか。

(事務局)

可能である。

(市民協働部)

例えば採点をするに当たって、こういったところを配慮してくださいというような補助資料みたいなものがあつたほうがいいのかということであれば用意できると思うが、1個1個の基準を細かく定めることについては、そこまでの時間はないものであると考えている。そのあたりは事務局と相談して、配点の割合等を考えていけたらと思うが、全体の割合についてどこに重きを置くかということについては、特段の考えはなく、項目立てをしているものの中で、それぞれ5点満点で評価をいただきたいと思っている。

- (会長) 確かに、3つに分かれるというような話であれば、年何名という項目に関しても本来は外国人の支援事業に何人以上という選定基準ももう一つ入れないといけないものとする。市民活動支援センターへの来所者数と中央図書館の来室者数プラス外国人支援業務に来る人も別枠ということにするか。
- (市民協働部) 業務の内容が追加されたとはいっても、1つの施設としての指定管理なので、総合的な判断をしていただきたいと考えている。
- (会長) 市民活動支援センターの来所者だけで7万7,000人年間来ているという実績があって、その中に外国人の支援業務も入れるのだという話になってくると、前の年の実績を実質的に下回ってもいいということになるか。
- (事務局) この算定にあたっては、昨年度実績は7万3,000人というのにプラスして4,000人という説明があったため、外国人支援業務の来所者数も、この7万7,000人の中に含んでいるということで、事務局も認識している。
- (会長) それならば、7万3,000人と4,000人を項目として分けるか、ということとなる。
- (市民協働部) スペースの話をすると、外国人でも使えるスペースが増えるということは従来のスペースを減らすということになるので、従来の利用者数や来所者数がある程度減少するということはやむを得ないと考えている。事業に関しても、従来の事業数プラス外国人事業という形になると、当然そこに人工も予算も全て上乗せしなければいけないが、従来の市民活動支援事業についてはある程度減らしても構わないので、外国人の事業も加えてくださいという形であるため、最終的には全体の中で評価をいただきたいと考えている。
- (委員) 外国人支援業務を含めて、同種の事業の実績であり、しかもそれは3分の1の評価でしかないわけなので、どのように評価をしていくか。
- (市民協働部) 項目は、または公の施設を良好に管理したという書き方になっており、必ずしも外国の支援業務をやっていないといけないというのはここからは読み取れないものと考えている。
- (委員) 公平な審査をするために誤解がないようにしなければいけないため、ここはこう読めばいいものであるという統一的な理解があればいいと思った。繰り返しになるが、今回3つの業務を柱とされている新しい3年間なので、同種の事業を巡る実績というのはそれで

3つの領域での実績を期待されているのだらうなということで、それが1施設だけとしたときに、どのように評価していくか。

(会長)

例えば図書館事業はやったことはあるけれども、ほかの2つはやっていない場合についてどう考えるのか。2つの業務はやったことはあるけれども、1つはやっていないとか、その場合全部やったことありますよというところについては、これは満点をつけるという話にするか。

(委員)

例えば、ジョイントベンチャーで応募されて、構成団体がAとBの連合だと、Aは2つの事業の経験があって、Bはもう1つの事業の経験があるといった場合、それはどう評価しますかといったことで、それは応募者として経験があるとみなすということとするか。

(会長)

経験があるということと実績がどうかという、2つの要素で評価しなければいけないと考えている。そのため、経験が3つあるところと1つしかないところでは採点の高低が出るであろうし、さらに過去の実績の内容でいい実績が出せているか、出せていないかでさらにそれにプラス・マイナス考えなければいけない。今のままの状態でやるとすれば、複雑であるが各委員の裁量でそこはやるしかないと考える。実際、外国人の支援業務というのを自治体でやっていたりとか、こういった指定管理でやっていたりするところはあるか。

(市民協働部)

直営、指定管理のどちらの例もある。

(会長)

今やっている事業者以外でも手を挙げてくれそうな事業者はあるか。

(市民協働部)

既存の指定管理事業者もできそうだという話はあるのと、よそから聞きつけて、興味を示してくれている団体もある。外国人支援業務のスペース確保のための改修工事をやるに当たって、利用している市民活動団体の方に活動を一部停止していただかなければならないため、事情は話さなければいけないところであった。そういったところから、支援センターが今後外国人支援業務をやるというのが漏れ伝わってきて、こういった問い合わせが来ているものと考えている。

(会長)

採点についてはある程度統一できたほうがいいと思う。例えば、3事業をやるから、3事業全部やっているのだったら3点つけて、あと実績で2点をそれぞれ割り振るのか、1事業しかやっていなければ、そこは1点で実績のところでは2点で計算するというやり

方も考え方としてはあるかもしれない。しかし、プレゼンを見た上で委員のそれぞれの裁量で考えるしかないと思うが、いかがか。

(委員) 今回の仕様書の中で、例えば図書館のほうの仕様書の中では司書の配置を50%以上という内容が記載されているので、そのような外形基準のことは、これは最初の事務局チェックで失格ということとなるか。

(会長) 募集要項に合致していれば、失格というわけにはいかない。

(委員) ホームページのメンテナンスの能力がある方を配置することとも書いてあるので、その能力があるというのはどのように審査していくか。

(会長) そこは、提案資料を見ないと分からないということになると思う。この基準表に手を加えるのというのはなかなか難しいので、この基準表を使用していくということによいか。

(委員) 事業者が提出した資料について、事務局のほうで各事業者横並びの評価項目ごとにデータをまとめ、分かりやすく編集していただきたい。

(会長) 実際に公募があった段階で、その資料を見ながら、基準表にどう当てはめるのかの意見については、事前に委員のほうでも協議をした上で、ある程度共通の土台ができるようにしたいと思う。

ほかに質問や意見はあるか。

(他の委員からの返事なし)

(会長) では私から、外国人の専門相談のところであるが、指定管理者で法律相談ないし行政相談をやるということであれば、専門家の準備をしなければいけないということになるのだろうと思うが、市役所でやっている法律相談ということであれば、弁護士資格を有していれば、または行政書士資格を有していれば、一応の対応は可能であるが、外国人相談となる特に専門性が高くなってくるので、そういった人員を準備できるのかどうかというところが非常に心配なところである。しかも会社とあまり関係が深い顧問の弁護士や顧問の行政書士の場合は、利益相反の絡みもあることから基本的には使えず、なるべく外部の人を使う必要がある。指定管理者の団体の方がそういったつてがあるのかどうか心配であるか、その辺についての考えは何かあるか。

(市民協働部) 弁護士相談といっても、弁護士として強い分野が違うと思う。基本的に先ほど言ったように、弁護士が言語を当然できなくても構わ

ない。今のところ想定しているのは、例えば身近な生活トラブルとか、あとは離婚とか雇用関係とか、そういったそんな専門性の高くないようなものである。市役所に来る外国人の方の相談実績から判断していくと、現状、窓口で対応に苦慮するものは来ていないので、今後どのぐらいまで専門的な相談、対応するかという線引きはする予定ではあるが、あくまでも通訳スタッフといっても基本的には指定管理の方からそれぞれの機関を紹介してもらって、そこで改めてまた相談内容を言わなければいけないこととなる。そういったものが専門相談の方がいらっしゃれば、新たなところにつながなくてもその方が分かっている範囲の中で解決できればいいかなと思っている。基本的に離婚相談に来られても、例えば離婚対応ができる弁護士などに紹介するしかないので、分かる範囲の中で通訳を交えながら相談に乗っていただければ良いと考えている。

(会長)

恐らく、離婚相談が外国人の方は多いと思うが、それは日本人と外国人との離婚、あるいは外国人の同じ国籍同士での離婚などがあるが、国籍によって適用法令が違ってくるので、離婚相談というのは弁護士にとっては専門的にやっていないと外国人関連の相談は難しいものである。私自身も離婚も扱っていないし、特に国際系の離婚という話になってくると法律自体も一から調べないといけないということもあるので、指定管理者に対してどのように弁護士あるいは行政書士を用意するのかというのは、プレゼンで出してもらわなければいけないが、市側としてもチェックが難しくなるのではないかと思う。

(市民協働部)

それについては、常設での相談窓口ではないので、一度相談スタッフのほうで受けて、その内容を実際にこれは自分のところの弁護士相談や行政書士相談の中でできるかというところを判断いただきたい。そこで弁護士等に相談するかと提案するか、もしくはあまりにも内容が個別具体的で、やっぱりうちの先生でも難しそうだなということであれば、完全に外部の相談機関に相談というよう振り分けていく形での運用になっていくかと思う。どこまで、専門性の高いところまで指定管理者側が、うちはここまで対応しますというところと併せて、ある程度仕切り線を設けていく必要はあるのかなと思う。

(会長)

私は弁護士であるので、実際に審査のときには、そのところはプレゼンをされる団体のほうから詳しく聞くようなことになる

思う。

ほかに何か意見や質問はあるか。

(発言する人なし)

(会長) これで質問も意見もないということになるので、こちらについては終了して、取りあえずこれはそのままの状態で行っていただくということで、意見なしということですか。

(委員) 仕様書は公開であるが、基準表についても公開であるか。

(事務局) 公開である。何を重視したらよいのかを応募者側に知らせるためである。

(委員) それを考えると、先ほど我々の中で出たように事業者からもうこれを読んだらいいですかという質問が出る可能性がある。例えば、先ほど出た3つの領域があるから、それぞれの選考、同種の事業の実績というのはどのように報告したらいいですかということで、それに対して答えられるようにしておく必要はあるかと思う。

(会長) 基準表の同種の事業における実績のところのカッコ1施設と書いてある。この1施設というのはどのような趣旨になるか。このカッコ1施設という表現は入れなければならないのか。

(事務局) いいえ。施設によっては、例えば体育館だとか、どの市でもあるようなものがあるかと思うが、例えば3施設を基準として評価しますというものもあるが、今回1施設としているのは、実績が1施設以上あるかどうかというのが判断基準ということになる。

(会長) 最低限1施設以上の実績が必要であるということか。

(事務局) そのとおりである。

(委員) その読み方でいうと、自主事業の実施回数という項目については、3つの領域のトータルということになるか。

(市民協働部) そのとおりである。それで審査いただきたいと考えている。

(会長) このまま基準表を維持して使うのだとすると、実際に応募が出てきた段階で評価をどのようにするのかという基準を委員間で調整するとか、共通化するために、実際の応募資料を見た上で、さっき言った同種事業について1つの図書館事業しかやっていないとか、あとはやったことあるとか、その応募してくる候補者の具体的な情報を見た上で、この場合については最低限、2つやっているのだったら何点つけましょうという基準を委員間で先に調整していきたい。実績の部分に関しては、プレゼン等を見た上で個別に判断する必要があるかもしれないが、応募者に応じて、この団体につ

いては3つやっているから、最低限何点の点数をつけるようにしまし
ょうだとかいうのを、評価の基準が個別で全く違ってしまうと良
くないと思うので、こちらについても基準を調整していきたい。

ほかに何か項目で注意が必要なところあるか。

(発言する人なし)

(会長) では、この基準表についてはそのままということで、個別の応募
に応じて、採点の方法、採点基準については委員間で事前に公募の
内容に応じて調整をするという形を取らせていただくということ
とする。

(事務局) その際は、そのための時間をとらせていただく。

(会長) はい。この募集要項と仕様書の部分に関しては、これをこのまま
ということになるため、意見なしということによいか。

(事務局) 担当課と表現の仕方、先ほど出た総合窓口であるとか、そのあた
りについて検討させていただきたい。

(会長) 承知した。それでは、こちらの市民活動支援センターに関しての
議案についてはこれで終了とする。

- ・【資料4】に基づき、令和6年度で指定期間満了となる越谷駅東口駐車場につい
て、都市整備部から説明した。

<質疑・応答>

(会長) 今の説明を踏まえて、意見、質問等はあるか。

(委員) 今回の東口駐車場に関しては随意契約ということなので、株式
会社ツインシティにそのままお願いするという想定で、それを更
新するに当たってチェックをするのだということと理解するところ
であるが、先ほどの審議項目にあった資料番号1―2の中で、
現行事業者に対してどういう評価をしているかというのを改めて
見て、市役所の書いている意図を確認したいところがある。東口
駐車場の総合評価を読むと、利用料金制度を導入して、これぐら
いの利用台数がありましたと書いてあるが、近隣に大型ショッピ
ングモールが複数点在していることもあり、車利用の買物客が奪
われる傾向にありますと書いてある。これについて分からなかった
のは、都市計画として大規模商業施設の立地をコントロールで
きる市役所が、大型ショッピングセンターが点在していることが
問題だという書きぶりになっているように見える。だから、越谷

ツインシティにもっとお客さんが来るようにテナント開発を頑張れというような、そういう意図を込めた書きぶりになっている。このことを踏まえると、要はお客さんがもっと来るようなコンテンツ開発もやれよというメッセージであるかと思った。それは、随意契約ではあるけれども、チェックするに当たってここで書かれたメッセージというのは、評価表の中のどこに来るのかなというのは気になる場所であった。この点はいかがか。

(都市整備部)

確かに、この総合評価に書かれている大型ショッピングモールに関する内容が表に反映しているものが見受けられない。ただ、こちらの随意指定する意味合いとしても、ツインシティ、再開発ビルに限らず、もともとある周辺の商業施設、そういったところとの連携を取って市街地の活性化を図るという目的でやらせていただいている中で、広範囲に見てレイクタウンや浦和美園に大型ショッピングモールがあることから、そういったことに危機感を覚えつつも、それらに対抗できるようにサービスを頑張らなければいけないなという意味合いで書いているところである。

(委員)

越谷のレイクタウンの土地利用計画をつくったのは市であり、それが何か問題だというような、そういうメッセージが発信されてしまうと、それはよろしくないのではないかなという危惧があった。商業者であるツインシティ社の立場として、周りにライバルが多いから、これを何とかしなければと思うということであれば、それは納得するが、あくまでも市として総合評価とのことであった。自分たちで商業施設の土地利用をやって立地するようなマスタープランをつくってやっている上で、それが問題だと言っているのは矛盾していると感じる。もしそれが問題だというふうに指摘するのであれば、それを解消するために何を頑張るかというのをちゃんと提案するような、インセンティブをかける意味での評価表というか、提案をプラスで評価する項目がないと入り口、出口が整っていないなと思ったので、質問させていただいた。

(会長)

黒字がしっかり確保されていて、評価点も2点という合格点がついているわけだから、もっと頑張ってもらいたいけれども、取りあえずそこまでの不満があるというわけではないということか。

(都市整備部)

それはそのとおりで、日本有数の商業施設があるので、こちらもしっかり頑張りたいという意味合いで記載したところである。

- (会長) 同じ越谷ツインシティという会社に随意契約で指定をするということなので、この運営に関しては合格点ががついているから、継続して随意指定をしようということになるわけか。
- (都市整備部) はい。
- (会長) 何かもう少し頑張ってもらいたいような部分とか、そういう部分は所管課としてはあるか。
- (都市整備部) 地域密着をうたっているので、ほかの商店との連携ということで、ツインシティだけではなく、ほかの商店との連携などを引き続き地道にやっていただくことを望んでいる。
- (会長) 確かにこの評価表の中には、お金を取られる部分とか、30分未満の利用者の滞在時間の延長とか、つまり30分は無料だから収益に上がらない、だから収益に上がる人を増やさなければいけないのだという、そういう何か懸念をお持ちのような書き方にはなっているわけであるが、基本的に随意指定を否定するような材料というわけではないということではいいか。
- (都市整備部) はい。
- (会長) この料金設定は、条例で上限が決まっているものか。
- (都市整備部) はい。条例の枠の中で利用料金制にしたことによって、ここにも書いているように30分間無料、そういった形も取っている。条例のほうでは、最初の1時間が200円、以後30分ごとに100円というような料金設定となっている。当初そういった形でやらせていただいて業績があまり伸びなかった。それで、利用料金制にした際にお店に来やすいようにということで、最初の30分を無料にして業績を上げた実績がある。
- (会長) 近隣にコインパーキングなどが結構あるが、近隣に比べてその料金の設定というのは高いのか、安いのか。
- (都市整備部) すみ分けでいうと、最初の30分を無料にしているというのは近隣では見受けられない。長期間停めると、8時から夜の20時、その間については最大料金が12時間で1,000円という形で当駐車場は見ているが、ほかの駐車場を見ると24時間で最大700円とか500円とか、そういったところがあるため、長期間置くのであればそういった民間に停めたほうがお得なところである。ただ、その30分間とか、ちょっとした買い物とか、そういった方にとっては使いやすい駐車場ということでアピールさせていただいている。

- (会長) 他の民間施設のほうから料金設定が安過ぎるのではないかと
か、そういった苦情が出てきているということはないか。
- (都市整備部) ない。
- (会長) あと、当然この会社について、継続的に毎年の収支の状況とか
を把握されているかと思うが、この駐車場部門では黒字が出てお
り、市にちゃんとお金が入ってきているということであるが、そ
れ以外の事業等もひっくるめた上で、会社としての健全性は確保
されているということによいか。
- (都市整備部) ツインシティとしては、駐車場以外にも自社でテナントとして
貸している部分、賃貸料とか、そういった管理をしている部分と
いう業務があって、総合的に定期的な収入というのはあり、そこ
では安定的な経営ができていのかと考えている。
- (会長) 決算書上で、黒字をちゃんと確保できているということか。
- (都市整備部) そのとおりである。
- (会長) ほかに意見や質問等はあるか。
- (発言する人なし)
- (会長) ほかにないようであれば、この件についてはこれで終了とし、
この募集要項、仕様書についてはこの案のとおりでということで、
審査会としては意見なしという形で終了させていただく。

【決定事項】

- ・指定期間満了に伴う施設の指定管理者については、意見なしとする。

6. その他

- ・事務局から今後の日程について説明を行った。

7. 閉会

- ・副会長から閉会の挨拶